

2012年11月8日 全3頁

IASB、投資企業に関する会計基準を公表

金融調査部 研究員
鳥毛拓馬

[要約]

- 2012年10月31日に、国際会計基準審議会は、「投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号の改訂）」（以下、改訂基準）を公表した。改訂基準は、IFRS第10号「連結財務諸表」の例外処理という位置づけである。
- 改訂基準では、報告企業が投資企業である場合、その投資企業が支配している投資先（以下、被投資企業）への投資に関して、純損益を通じて、IFRS第9号「金融商品」に従って、公正価値で測定することを求めている。
- もっとも、投資企業の親会社が、投資企業でなければ（証券会社や銀行、持株会社などであれば）、当該親会社は、投資企業及び投資企業が支配している被投資企業を連結することを求めている。
- 改訂基準は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用される。なお、早期適用も認められる。

1. はじめに

2012年10月31日、国際会計基準審議会は、「投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号の改訂）」（以下、改訂基準）を公表した¹。改訂基準は、IFRS第10号「連結財務諸表」の例外処理という位置づけである。改訂基準では、報告企業が投資企業である場合、その投資企業が支配している投資先（以下、被投資企業）への投資に関して、純損益を通じて、IFRS第9号「金融商品」に従って、公正価値で測定することを求めている。もっとも、投資企業の親会社が、投資企業でなければ（証券会社や銀行などであれば）、当該親会社は、投資企業及び投資企業が支配している被投資企業を連結することを求めている。

¹ 改訂基準の公開草案の概説として、拙稿、「IASB、『投資会社』の公開草案を公表」[2011年11月9日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/11110901accounting.html>)

2. 投資企業の定義

改訂基準では、投資企業とは、以下を満たす企業であるとされた。

- (a) 投資家に投資管理サービスを提供する目的で、単一または複数の投資家から資金を得ている。
- (b) そのビジネスの目的が、資本増加、投資収益あるいはその両者からリターンを得るため、もっぱら資金に投資することであると投資家に確約している。
- (c) ほとんどすべての投資の成果を公正価値で、測定し、評価している。

3. 投資企業の典型的な特徴

改訂基準では、前述の投資企業の定義を満たすかどうかを考慮する場合、投資企業が以下の典型的な特徴を有することを求めている。もっとも、投資企業が以下の典型的特徴を有していなかったとしても、必ずしも投資企業の資格がないということにはならないとしている。

- (a) 複数の投資
- (b) 複数の投資家
- (c) 企業または当該企業が含まれるグループの他のメンバー企業と関連のない投資家
- (d) 資本または類似の持分の形式をとる所有持分

4. 投資企業の会計処理

改訂基準は、投資企業は、支配している被投資企業への投資に関して、純損益を通じて、IFRS 第9号「金融商品」に従って、公正価値で測定することを求めている。

ただし、例外として、投資企業が、投資企業自身の投資活動と関連するサービス（投資顧問業など）を提供する被投資企業を支配する場合には、その被投資企業を連結するとしている。

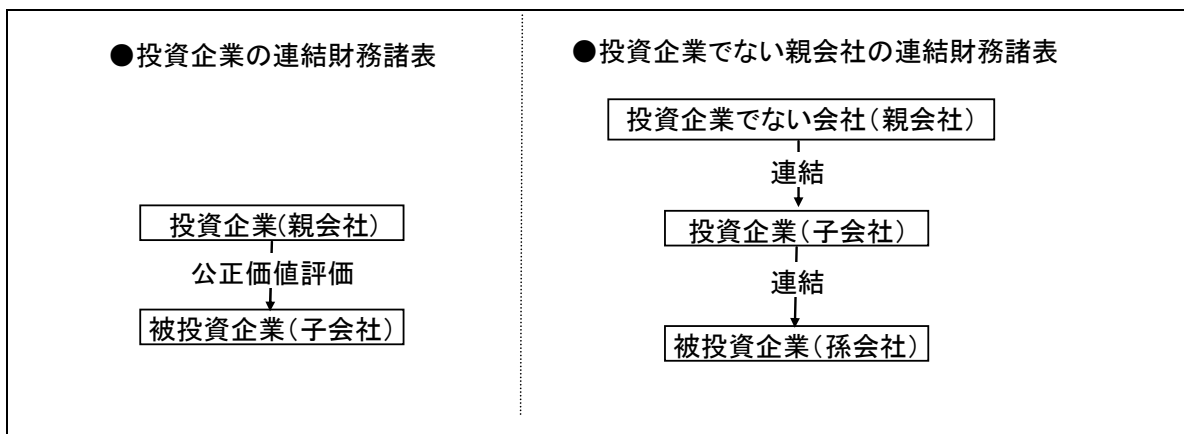
5. 投資企業の親会社の会計処理

改訂基準では、投資企業の親会社は、親会社自身が投資企業でなければ、投資企業に支配されている企業を含む全ての子会社を連結するとしている。

したがって、証券会社や銀行、持株会社などが、投資企業である子会社（例えば、自己資金で投資を行うプリンシパルインベストメント会社やベンチャーキャピタル）を保有しており、そのプリンシパルインベストメント会社やベンチャーキャピタルの被投資企業も子会社（すなわち、孫会社）に該当する場合は、プリンシパルインベストメント会社やベンチャーキャピタルだけでなく、その被投資企業も連結することが求められる。

なお、この点に関して、米国財務会計基準審議会（FASB）は、投資企業の親会社が投資企業でない場合であっても、子会社である投資企業の公正価値測定を連結上、引き継ぐことを提案している。

図表 改訂基準における投資企業（左図）と投資企業でない親会社（右図）の連結財務諸表の取扱い



(出所) 大和総研作成

6. 効力発生日

改訂基準は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用される。なお、早期適用も認められる。